

消 防 特 第 3 1 号
令 和 5 年 3 月 1 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

広域共同防災組織を設置することができる区域の変更に係る
防災体制について (通知)

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (令和5年政令第43号) が本日公布され、令和5年3月2日に広域共同防災組織を設置することができる区域の変更が行われます。

貴職におかれましては、広域共同防災組織を設置することができる区域の変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

政令第四十三号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和三年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

別表第三号中「幌萌町」を「幌萌町」に改め、同表中第五十三号を削り、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号を削り、第五十七号を第五十五号とし、第五十八号から第七十一号までを二号ずつ繰り上げ、第七十一号の二を第七十号とし、第七十二号を第七十一号とし、第七十二号の二を第七十二号とし、第七十四号を削り、第七十五号を第七十四号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第九地区の項中「第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号」を「第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号」に改め、同表第十地区の項中「第五十五号まで及び第七十号」を「第五十四号まで及び第六十八号」に改め、同表第十一地区の項中「第七十二号及び第七十二号の二」を「第七十一号及び第七十二号」に改め、同表第十二地区の項中「第七十五号」を「第七十四号」に改める。

理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、下松地区についてその指定を解除する等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）	1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）	2

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和四年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一 一の二 (略) 二 (略) 三 室蘭地区 北海道室蘭市陣屋町一丁目、陣屋町三丁目、幌萌町、本輪西町一丁目、港北町一丁目、仲町、御崎町一丁目、茶津町及び入江町の区域のうち主務大臣の定める区域 四 五十二 (略) (削る)</p> <p>五十三・五十四 (略) (削る) 五十五 七十二 (略) 七十三 (略) (削る) 七十四 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和三年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一 一の二 (略) 二 (略) 三 室蘭地区 北海道室蘭市陣屋町一丁目、陣屋町三丁目、幌萌町、本輪西町一丁目、港北町一丁目、仲町、御崎町一丁目、茶津町及び入江町の区域のうち主務大臣の定める区域 四 五十二 (略) 五十三 下松地区 山口県下松市東海岸通り、大字東豊井字宮の洲、字恋ヶ浜、字開作、字長浜、字西浜、字小島開作、字新崎、字二軒屋、字鋼飯、字喜重屋、字宮の洲鼻、字宮浦、字宮の洲浜及び字宮浜、大字平田字鶴ヶ浜一の榊及び字東潮上並びに大字末武下字中開作、字蔵田、字潮入、字西潮入及び字西沖の区域のうち主務大臣の定める区域 当該区域に隣接し、又は介在する道路の区域のうち主務大臣の定める区域 五十四・五十五 (略) 五十六 削除 五十七 七十二の二 (略) 七十三 (略) 七十四 削除 七十五 (略)</p>

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第二十二条関係）			
区分	区	域	
(略)	(略)	(略)	(略)
第九地区	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域		区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域		区域令別表第五十号から第五十五号まで及び第七十号に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域		区域令別表第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域
第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域		区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域
別表第三（第二十二条関係）			
区分	区	域	
(略)	(略)	(略)	(略)
第九地区	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域		区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域		区域令別表第五十号から第五十五号まで及び第七十号に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域		区域令別表第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域
第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域		区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域